



教義指第840号  
令和3年1月8日

各市町村教育委員会教育長 }  
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長  
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う  
市町村立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

現在、国内でも感染が拡大し、特に本県を含む一都三県については感染の拡大が続いており、令和3年1月7日には緊急事態宣言が発出されました。

つきましては、同宣言を踏まえ本県において徹底した感染防止対策を講じながら学校の運営を継続していくため、学校運営の基本方針及び対応いただきたい事項を通知いたしますので、市町村教育委員会におかれましては御対応をお願いします。

なお、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いします。

## 記

### 1 学校運営の基本方針について

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

具体的な対応については、2以降を参照すること。なお、本通知をもって令和2年12月25日付け教義指第815号「冬季休業期間後の感染防止対策の再徹底について（通知）」は廃止する。

### 2 期間

令和3年2月7日（日）まで

### 3 児童生徒の感染防止対策の徹底について

#### (1) 児童生徒の健康観察について

検温・健康観察を徹底すること。併せて、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合や児童生徒の家族に体調不良者がいる場合には出席停止にするなど、ウイルスを学校に持ち込ませないようにすること。登校後に体調を崩した場合には、直ちに帰宅させること。

#### (2) 学習活動におけるマスク着用等の更なる徹底について

マスクが着用されない中で活動が行われ、感染が拡大したと考えられる事例が県内で複数報告されている。飛沫拡散防止の観点から、学習活動を行う際には、原則マス

クを着用すること。その際、マスクを正しく着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った状態）させるとともに、3密を避け手洗いを徹底するなど、感染防止対策の更なる徹底を図ること。

### (3) 換気・保湿について

気候上可能な限り、常時換気を徹底すること。なお、換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にすること。また、換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。併せて、教室の保湿にも適切に対応すること。

### (4) 給食指導について

給食を対面で食べていた者が感染したと考えられる事例が報告されていることから、以下の点について徹底すること。

「通常登校におけるガイドライン Ver. 3」P16より

＜給食指導における留意点＞

- ・手洗い場の密集を避けつつ、石けんによる手洗い、マスクの着用を徹底する。
- ・配膳については、児童生徒が担当するものを限定したり、教職員が中心に行ったりするなど工夫をする。
- ・配膳を行う児童生徒及び教職員は、健康面、衛生面において、給食当番活動が可能であるかを毎日点検する。
- ・（教職員を含めて全員が正面を向くなどして）対面にならないように指導を徹底する。
- ・可能な限り会話を控えるよう指導する。（会話をするときにはマスクを着用）
- ・配膳室が密にならないよう入室人数を制限するなどの工夫を行う。

## 4 学習活動の取扱いについて

### (1) 感染リスクが高い学習活動について

緊急事態宣言期間中においては、以下に例を挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は一時的に停止すること。

「通常登校におけるガイドライン Ver. 3」P11より

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、下のような活動が挙げられる（①～④は特にリスクの高いもの）。

- ①各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ②音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ③家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ④体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ⑤理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ⑥図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

上記の活動に限らず、学級全体で一斉に行う音読や群読、近距離で大きな発声を伴

う活動やマスクを外して行う運動など、感染リスクが高いと考えられる活動についても同様に扱うこと。

なお、グループワークや話し合い活動については一律に中止するのではなく、緊急事態宣言期間中であっても対話的な学びが充実するような工夫を講じること。この際には、短時間で行う、付箋やICTを使って考えを交流する等「通常登校におけるガイドライン Ver. 3」P 13、14を参考にすること。

## (2) 体育の授業実施上の留意点

- ・ 可能な限り屋外で実施すること。屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底すること。
- ・ 運動時のマスクの着用は必要ないが、運動を行っていないときはマスクを着用すること。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用すること。
- ・ 集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けること。

## (3) ICTの利活用について

- ・ ICT教育ガイドラインの実践事例を参考にしつつ、対話的な学びが充実するようにICTの利活用を図ること。  
※ スマートフォンではガイドラインのみ表示される場合があるため、実践事例を確認する場合にはPCによりアクセスすること。  
(トップページ→教職員の方へ→義務教育指導課研修用資料サイト)  
<https://ecsweb.center.spec.ed.jp/gimushi/>
- ・ 総合教育センターの動画等を活用して、感染防止対策との両立を図った授業を展開したり、家庭学習の充実を図ったりすること。  
※ <https://www.center.spec.ed.jp/埼玉県立総合教育センター/youtube-学習動画集限定公開>
- ・ 更なる感染拡大に備え、Google Classroom 等を活用し課題の配布や回収（例えば、家庭で行った調理実習の写真や家庭で練習した演奏の録画等の回収）を練習しておくことも大切である。



## (4) 学校行事等について

緊急事態宣言期間中は、児童生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事等は中止すること。

修学旅行等の宿泊を伴う行事や校外での活動は、目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、中止または延期を含め、実施の可否を判断すること。

## 5 部活動について

部活動については、地域における感染状況等を踏まえて各市町村教育委員会が判断すること。

活動を行う際には、感染リスクの高い活動を制限するとともに、次の「通常登校におけるガイドライン Ver. 3」のP 19の留意事項を参考に、感染防止対策を徹底すること。

## 【参考1】 「通常登校におけるガイドライン Ver. 3」より

### (7) 部活動

#### ウ 留意事項

- ・健康観察カード等を活用し、活動前の検温や体調を確認すること。
- ・活動計画や内容について、管理職をはじめ、外部指導者や保護者と情報共有を行うこと。
- ・練習内容について、各中央競技団体及び各連盟からガイドライン等が出されている場合は、遵守すること。
- ・万が一、新型コロナウイルス感染者が発生したり、熱中症など不測の事態が生じたりした場合には、適切かつ迅速に対応できるようにしておくこと。
- ・その他の指導内容等について、学校の設置者が定めている部活動の在り方に関する方針を遵守すること。
- ・泊を伴う活動については、当面の間、公式の大会・発表会のみとする。
- ・外部指導者へも感染症対策について周知すること。

- ・個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定すること。
- ・他校と集まって行う交流活動・合同活動・練習試合については、活動内容等に応じて、一時的に制限すること。
- ・マスクを**正しく着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った状態）**させるとともに、十分な距離を確保するなど、感染症対策を徹底すること。
- ・3密（密集、密接、密閉）を回避し、屋内の活動では換気を徹底すること。
- ・活動後の手洗いとうがいを徹底させること。
- ・マスクを外す場面（激しい運動、水分補給、準備・更衣時等）では、飛沫感染リスクが高まることを意識して行動させ、3密回避の徹底を図ること。
- ・昼食、休憩、下校時にマスクを外して会話をしたことで感染したと考えられる事例があることから、注意喚起の徹底をすること。
- ・泊を伴う活動については、必要最低限の機会に限る。

## 6 今年度の公立高等学校等の入試について

県立中学校・県立高等学校・県立特別支援学校の入学者選抜等については、感染防止対策を徹底した上で、当初の日程のとおり実施する。

保護者からの教育相談や進路相談については、感染防止対策を徹底した上で対応すること。

## 7 家庭における感染防止対策について

下記の内容について保護者等に協力を依頼すること。

- ・規則正しい生活習慣を徹底すること。
- ・発熱等の風邪症状がみられる場合や、家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないこと。（健康観察）
- ・基本的な感染防止対策を徹底すること。（3密の回避、石けんと流水による手洗い、マスクの着用、適切な換気・保湿）
- ・不要不急の外出を避け、可能な限り速やかに帰宅すること。外出する場合でも、人数や時間を最小限にすること。
- ・児童生徒のみの会食等は自粛すること。

## 8 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合について

合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とせず、出席停止とするなど柔軟な取扱いをすること。その際、該当児童生徒に対し、ICTを活用するなどして学びを保障すること。

## 9 児童生徒の心のケア等について

緊急事態宣言期間中の対応に伴い、不安やストレスが高まることが懸念される。児童生徒の心のケア、感染者や濃厚接触者に対する差別や偏見、いじめに関する対応、児童虐待への対応については、「通常登校におけるガイドライン Ver. 3」のP31～34を参考に対応すること。

## 10 教職員の感染防止対策について

- ・ 検温・健康観察を徹底すること。併せて、発熱等の風邪症状が見られる場合や教職員の家族に体調不良者がいる場合、本人が濃厚接触者となった場合には、特別休暇（交通遮断休暇）の取得により出勤を控えさせるなど、学校での感染リスクの軽減を図ること。
- ・ 出勤後に体調に不安を感じた場合には、直ちに帰宅させること。
- ・ 教職員が急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報交換を図るなど、教職員が休暇を取得しやすい環境や医療機関等を受診しやすい環境を整えること。

## 11 その他

- ・ 飛沫拡散の対策については、理化学研究所のホームページ内で公開されている「室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策（課題代表者：理化学研究所／神戸大学 坪倉 誠）」の資料を参考にすること。



<https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>

## 12 送付資料

- ・ 令和3年1月7日付け教高指第1826号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について（通知）」（写し）

体育（保健体育を含む）を除く学習指導に関すること  
担 当 市町村支援部義務教育指導課 教育指導担当  
電 話 048-830-6778

教職員の服務に関すること  
担 当 市町村支援部小中学校人事課 人事・学事担当  
電 話 048-830-6937

体育（保健体育を含む）に関すること  
担 当 県立学校部保健体育課 学校体育担当  
電 話 048-830-6947

健康・安全に関すること  
担 当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当  
電 話 048-830-6963